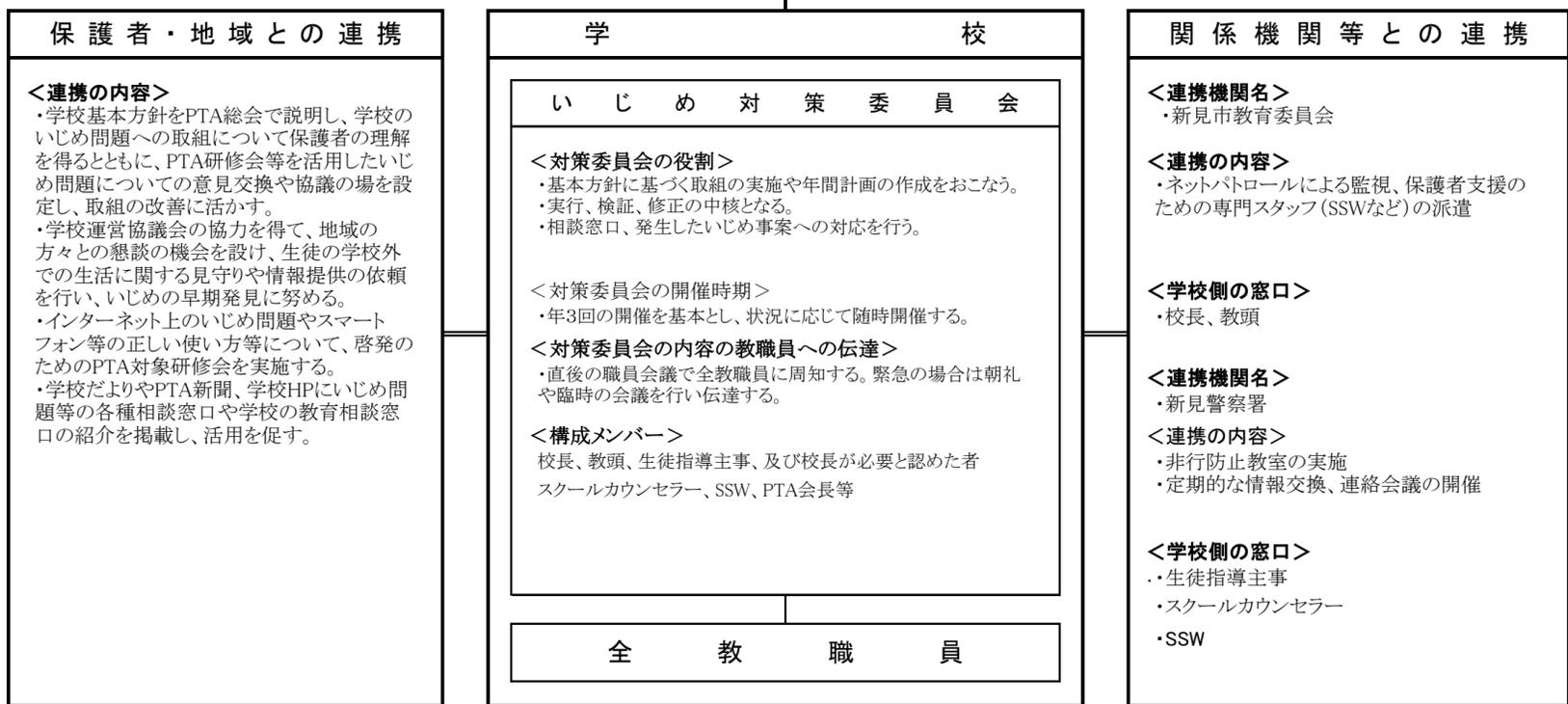


# 新見市立哲多中学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年4月 改訂

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた組織的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外に各学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒の情報モラル向上に資する。
  - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、すべての生徒が活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のために年3回のアンケートを実施し、教育相談との連携がとりやすいよう工夫するとともに、得られた情報を教職員間で共有する。
- <重点となる取組>**
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめ認知能力やその後の対応能力の向上のための職員研修を夏季休業中に行う。
  - ・「いじめについて考える週間」や「人権集会」において生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで解決しようとする意識の高揚を図る。
  - ・生徒のSNS利用実態を踏まえ、各学年ですべての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<p><b>◎ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、個人情報の保護の重要性と情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年において1時間行う。また、全校生徒保護者を対象に外部講師を招聘しての情報モラルに関する講義・研修会を実施する。</li> </ul> <p><b>◎教員研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の指導力向上のための研修として、携帯電話関連機関から講師を招聘し、生徒のネット利用状況の把握と指導上の留意点について研修を行う。</li> </ul> <p><b>◎生徒会活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて考える週間や人権週間において、生徒会主催となる全校集会を企画し、いじめ防止の意識向上を図る。</li> </ul> <p><b>◎居場所づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、すべての生徒が活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。</li> </ul>
②	早期発見	<p><b>◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の実態把握のためのアンケートを年3回実施し、個別の教育相談を行う。また、保護者懇談を活用し、生徒の生活の様子を十分に把握して、いじめの早期発見に努める。</li> </ul> <p><b>◎i-checkによる情報収集や分析を通して、生徒理解を深める。</b></p> <p><b>◎相談体制の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談担当の教員を生徒に周知すると同時に、すべての教員が生徒の変化を見逃すことなく、細やかに言葉掛けを行い、生徒がいつでもいじめを訴え、相談できる体制を整える。</li> </ul> <p><b>◎情報共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録方法で教職員間の情報共有が速やかにできるよう体制を作る。</li> </ul> <p><b>◎家庭への啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子について、情報交換を積極的に行い、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③	いじめへの対処	<p><b>◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見・通報があった場合は、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて児童相談所や警察等関係機関へ相談する。</li> </ul> <p><b>◎いじめの確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに事実の確認を行う。</li> </ul> <p><b>◎いじめられた生徒への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実の確認の後、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及び保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p><b>◎いじめた生徒への指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>